十二　ある特定の期間において他の資本調達手段が発行価格に関して有利な条件で発行された場合には補償が行われる特約その他の発行者の資本の増強を妨げる特約が定められていないこと。

5　第二項第一号イ又はヘに掲げる額を算出する場合において、これらの規定に掲げる額に関連する繰延税金負債の額があるときは、これらの規定に掲げる額と当該関連する繰延税金負債の額を相殺することができる。

（調整後少数株主持分の額及び調整項目の額の算出方法）

第十三条　前条第一項第二号に掲げるコア資本に係る調整後少数株主持分の額は、特定連結子法人等（連結子法人等のうち金融機関又はバーゼル銀行監督委員会の定める自己資本比率の基準若しくはこれと類似の基準（金融商品取引法第四十六条の六に定める自己資本規制比率を含む。第三十五条及び第百二十九条第二項第三号イにおいて同じ。）の適用を受ける者をいう。以下この項において同じ。）の少数株主持分相当コア資本に係る基礎項目の額（特定連結子法人等の単体コア資本に係る基礎項目の額（第二条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に相当する額をいう。以下この項において同じ。）のうち当該特定連結子法人等の親法人等（信用事業命令第十条第二項に規定する親法人等をいう。第百六十八条第二項において同じ。）である組合の連結貸借対照表の純資産の部に新株予約権又は少数株主持分として計上される部分の額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）をいう。以下この項において同じ。）のうち次に掲げる額のいずれか少ない額にコア資本に係る第三者持分割合（特定連結子法人等の少数株主持分相当コア資本に係る基礎項目の額を単体コア資本に係る基礎項目の額で除して得た割合をいう。）を乗じて得た額以下の額とする。

一　当該特定連結子法人等の第二条の算式の分母の額に相当する額に四パーセントを乗じて得た額

二　第二条の算式の分母の額のうち当該特定連結子法人等に関連するものの額（当該特定連結子法人等の同条の算式の分母の額に相当する額に関連するものの額をいう。）に四パーセントを乗じて得た額

2　前条第二項第二号に掲げる自己保有普通出資等の額は、組合又は連結子法人等が当該組合又は連結子法人等の普通出資等（普通出資（同条第三項に規定する普通出資をいう。第四項及び第五項において同じ。）又は非累積的永久優先出資（同条第四項に規定する非累積的永久優先出資をいう。第四項及び第五項において同じ。）をいい、処分未済持分又は自己優先出資に該当するものを除く。）を保有している場合（法人等であって、連結自己資本比率の算出に当たり連結の範囲に含まれない者（以下この条において「連結範囲外の法人等」という。）に対する投資その他これに類する行為を通じて実質的に保有している場合に相当すると認められる場合その他これに準ずる場合を含む。）における当該普通出資等（次項及び第十六条第二項第五号において「自己保有普通出資等」という。）の額とする。

3　前項に定める額を算出する場合において、組合又は連結子法人等が自己保有普通出資等に係る一定のショート・ポジションを保有するときは、当該自己保有普通出資等と対応するショート・ポジションを相殺することができる。

4　前条第二項第三号に掲げる意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額は、組合又は連結子法人等が金融機関若しくはこれに準ずる外国の者又は金融業、保険業その他の業種に属する事業を主たる事業として営む者（これに準ずる外国の者を含み、金融システムに影響を及ぼすおそれがないと認められる者その他の者を除く。）であって連結自己資本比率の算出に当たり連結の範囲に含まれないもの（以下この章において「他の金融機関等」という。）との間で相互に自己資本比率を向上させるため、意図的に当該他の金融機関等の対象資本調達手段（資本調達手段のうち、普通出資に相当するもの（みなし普通出資、非累積的永久優先出資又はこれら以外の資本調達手段のうち連結自己資本比率（国際統一基準の連結自己資本比率を含む。）の算式の分子の額を構成するもの（以下この項において「その他資本調達手段」という。）のいずれにも相当しない資本調達手段をいう。次項において同じ。）を含む。）、非累積的永久優先出資に相当するもの又はその他資本調達手段に相当するものをいい、規制金融機関の資本調達手段にあっては、当該規制金融機関に適用される経営の健全性を判断するための基準又はこれと類似の基準において連結自己資本比率（国際統一基準の連結自己資本比率を含む。）の算式の分子の額を構成するものに相当するものに限る。以下この条及び第十六条第二項第五号において同じ。）を保有していると認められ、かつ、当該他の金融機関等が意図的に当該組合又は連結子法人等の普通出資又は非累積的永久優先出資を保有していると認められる場合（組合若しくは連結子法人等又は他の金融機関等が連結範囲外の法人等に対する投資その他これに類する行為を通じて実質的に保有している場合に相当すると認められる場合その他これに準ずる場合を含む。）における当該他の金融機関等の対象資本調達手段（次の各号に掲げる対象資本調達手段を除く。）の額とする。

一　組合又は連結子法人等が保有している農林中央金庫の対象資本調達手段

二　農業協同組合又は連結子法人等が保有している農業協同組合連合会の対象資本調達手段

5　前条第二項第四号に掲げる少数出資金融機関等の対象普通出資等の額は、少数出資金融機関等（組合及び連結子法人等がその総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等をいう。第八項において同じ。）の対象普通出資等（対象資本調達手段のうち、普通出資又は非累積的永久優先出資に相当するもの（みなし普通出資を含む。）をいう。以下この条及び第十六条第二項第五号において同じ。）を組合又は連結子法人等が保有している場合（連結範囲外の法人等に対する投資その他これに類する行為を通じて当該組合又は連結子法人等が実質的に保有している場合に相当すると認められる場合その他これに準ずる場合を含み、前項の場合を除く。）における当該対象普通出資等（次の各号に掲げる対象普通出資等を除く。）の額の合計額から少数出資に係る十パーセント基準額（前条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項第一号から第三号までに掲げる額の合計額を控除した額に十パーセントを乗じて得た額をいう。）を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）とする。

一　組合又は連結子法人等が保有している農林中央金庫の対象普通出資等

二　農業協同組合又は連結子法人等が保有している農業協同組合連合会の対象普通出資等

6　前条第二項第五号に掲げる特定項目に係る十パーセント基準超過額は、次に掲げる額の合計額とする。

一　その他金融機関等（次に掲げる者をいう。以下この条において同じ。）の対象普通出資等（前項各号に掲げる対象普通出資等を除く。以下この項及び次項第一号において同じ。）を組合又は連結子法人等が保有している場合（連結範囲外の法人等に対する投資その他これに類する行為を通じて当該組合又は連結子法人等が実質的に保有している場合に相当すると認められる場合その他これに準ずる場合を含み、第四項の場合を除く。）における当該対象普通出資等の額から特定項目に係る十パーセント基準額（前条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項第一号から第四号までに掲げる額の合計額を控除した額に十パーセントを乗じて得た額をいう。次号及び第三号において同じ。）を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）

イ　当該組合及び連結子法人等がその総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等

ロ　連結財務諸表規則第五条第一項各号に該当するため、連結自己資本比率の算出に当たり連結の範囲に含まれない金融子会社（イに掲げる者を除く。）